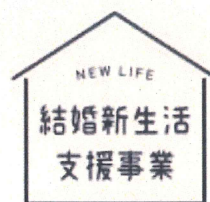
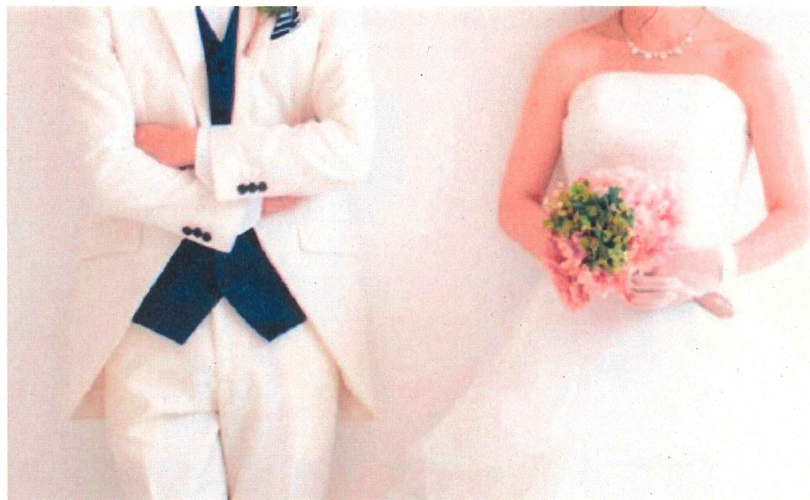


～滋賀県からのお知らせです～



結婚後の“しが”ぐらしを応援します！

滋賀県内の市町では、新婚世帯を対象に、住宅取得・リフォーム・家賃・引っ越し費用など、新生活のスタートアップに係る費用の助成を行っています。

結婚新生活支援事業

【事業実施市町】

大津、彦根、長浜、近江八幡、草津、守山、栗東、甲賀、野洲、湖南、高島、東近江、米原、豊郷、甲良、多賀

【補助対象世帯】

次の条件を満たす世帯

- ① 世帯所得が500万円未満の新規に婚姻した世帯
- ② 婚姻日における夫婦の年齢が39歳以下の世帯

【補助額】

- ・ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合：最大60万円
- ・ 39歳以下の場合：最大30万円

※対象世帯、対象経費、上限額は実施自治体によって異なりますので、QRコードリンク先の県内市町の事業実施状況から確認をしてください。

 [滋賀県 結婚新生活支援事業](#)



滋賀県 HP